

松江市告示第 156 号

松江市老朽空き家除却支援事業補助金交付要綱（令和 2 年松江市告示第 202 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(補助対象者)</p> <p>第 3 条 補助金交付の対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、<u>申請年度の 3 月 31 日までに補助事業が完了</u>する者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>前号</u>に掲げる者の相続人</p> <p>(3) <u>前 2 号に掲げる者のいずれか</u>から補助対象建築物の除却についての同意を得た者</p> <p>2 略</p> <p>様式第 1 号(第 6 条関係)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先)松江市長 申請者 住 所 氏 名 電話番号</p> <p>松江市老朽空き家除却支援事業事前調査申請書 略</p>	<p>(補助対象者)</p> <p>第 3 条 補助金交付の対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当 _____ する者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>(1)</u> に掲げる者の相続人</p> <p>(3) <u>(1)又は(2)に掲げる者</u> _____ から補助対象建築物の除却についての同意を得た者</p> <p>2 略</p> <p>様式第 1 号(第 6 条関係)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先)松江市長 申請者 住 所 氏 名 電話番号</p> <p>松江市老朽空き家除却支援事業事前調査申請書 略</p>

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。